

●令和元年台風第19号災害 復旧・復興方針

東 御 市
令和元年12月

1 基本方針

令和元年10月12日に日本に上陸した台風第19号は、県内に初めて大雨特別警報が発表され記録的な大雨が続き、千曲川流域を中心とした河川の氾濫や土砂災害等により、尊い人命が失われ、負傷者などの人的被害に加え、住宅浸水等、各地で甚大な被害をもたらしました。

当市におきましては、上水道・電気などのライフラインの停止や住居への浸水等、市民生活に大きな影響が及びました。

また、千曲川や支流の氾濫は、護岸、橋、道路、農地、水路などを破壊し、市の玄関口である「しなの鉄道」田中駅から上田駅の間での一時不通や幹線道路の通行止めなどにより通勤通学や観光にも打撃を与えているほか、生活の再建や農業などの事業の継続・再開では厳しい状況に直面しています。

こうした状況の中、復旧工事は、災害年を含めて3年以内で終わらせることが原則であることを踏まえ、市としては、一日も早い応急復旧に全力で取り組むとともに、今まで以上に強靱な地域づくりを目指す「Build Back Better(ビルド・バック・ベター※)」の考えのもと、国、県、関係機関と連携し復旧・復興を目指します。

※「より良い復興(ビルド・バック・ベター)」とは、災害の発生後の復興段階において、次の災害発生に備えて、より災害に対して強靱な地域づくりを行うという考え方。(平成27年版「防災白書」より)

2 被害等の状況(令和元年11月22日現在) 【別紙①】

3 災害に伴う関連事業費及び執行状況 【別紙②】

※ 各事業の着工及び完了予定については、天候や事業者の都合により、大幅に変わる可能性があります。

※ この他、現在、災害査定中のものがあり、今後、建設事業関連で約15億円程度の支出が見込まれます。

4 主な災害復旧事業の見通し

(1) 市予算が伴う災害復旧関連事業の状況

ア 道路、橋梁

市内道路では、通行止の箇所が発生したため、市民生活や商工業、観光事業に影響を与えています。市が事業実施する道路、橋梁の復旧は、12月及び1月に実施される災害査定を受け、令和2年度から工事着手する計画で、完成は令和3年度末を目指しています。

イ 農業用施設(水路、道路等)

農業用水路や頭首工の破損等は、河川に係る護岸工事等の早期復旧とともに総合的な対策を講ずる必要があります。来年以降の水稻作付け等営農継続に支障が出るため、農道復旧と併せて、補助事業を活用しながら、早期普及を図ります。

ウ 農業生産施設、農地

農業生産施設の再建や修繕、農業機械の取得や修繕等に関しては、農業者が早期に営農を再開できるよう、国、県の補助事業を最大限活用し、農家負担を軽減します。

また、河川の氾濫による農地への大規模な浸水被害や法面崩落などの農地復旧についても、国、県の補助事業を最大限活用し、農家負担を軽減します。

(2) 関係機関が主体で行う災害復旧関連事業

ア 千曲川流域治水対策

国、県、流域関係市町村による「緊急治水対策プロジェクト」の検討を始めています。今後5年間にわたり緊急に対応すべき対策をまとめ、整備を進める方針です。

イ 田中橋

上田建設事務所によると、主要地方道丸子東部インター線の陥没した田中橋は、来年3月中に通行規制解除となる見通しとしています。主要幹線であり通勤通学はもとより、経済活動の日常を早急に取り戻す必要があることから、引き続き、早期復旧に向けて要望していきます。

ウ 海野宿橋

大規模災害復興法による「非常災害」の指定を受け、道路の復旧を国が直轄事業として代行することとなり、橋脚や法面保護などの応急対策工事が完了しました。引き続き、市道復旧工事が進められますが、復旧の見通しは、現在のところ未定です。

エ 佐久水道エリアの水道本復旧

切久保橋流出により、仮設配管により仮復旧しましたが、橋の復旧に合わせて水道本管の本復旧を実施します。橋の復旧は、1月に実施される災害査定を受け、令和2年度から工事着手する計画で、工事は渇水期しか行えないため完成は令和3年度末を目指しています。

5 その他

(1) 義援金、支援金等の取扱い

災害にあたり、多くの企業、団体、個人の皆様から暖かいご支援をいただいています。

※義援金等の状況（令和元年 11 月 30 日現在）			
義援金	総額	未集計	円
支援金(寄附金)	総額	655 件	31,607,920 円
支援物資等		3 件	4 種類

⇒ { 一般寄附金 16 件 22,564,224 円
ふるさと納税 639 件 9,043,696 円

《義援金》… 災害などの被害を受けた被災者を支援するために、日本赤十字社や共同募金会等に寄せられる寄附金など県を通じて分配される義援金等です。市災害義援金配分委員会を組織し、迅速かつ公正に被災された方々へ分配します。

《支援金、寄附金》… 被災した自治体の復旧・復興活動を支援するために、自治体等へ寄せられる寄附金です。市が行う災害復旧や復興のための財源として活用するものです。

(2) 国の特例措置の活用等

「激甚災害」「非常災害」指定による国の代行事業や補助率の嵩上げなどの特例措置を、積極的に活用します。

また、災害救助法適用により、応急救助に要する費用について、国、県の支援を受けます。

6 今後の復旧・復興に向けて

(1) 主な事業の復旧・復興計画については、今後、具体的な工程が決定次第、随時公表します。

(2) 今後の新たな災害発生に備え、防災・減災のあり方を検証するとともに、国・県・他自治体など関係機関との連携を含め、対策を強化します。

(3) 「人と自然が織りなす しあわせ交流都市とうみ」実現に向けて、行政が行う防災・減災対策に加え、市民主体の防災活動を推進し、災害に強い持続可能なまちづくりに取り組みます。